

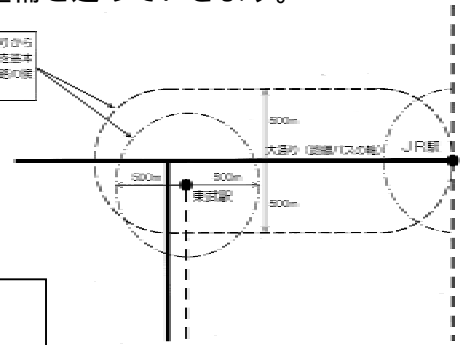
## 2. 歩行空間ネットワーク整備の基本方針

- 本地区において、だれもが安心して安全に、かつ円滑に移動できる歩行環境の確保に向け、駅や大通りのバス停から高齢者や障害者などが日常的に利用する主要な公共・公益施設を結ぶ移動経路を「バリアフリー化を推進すべき経路」として位置づけ、「特定経路」と「特定経路以外の主要な経路」に分類し、バリアフリー整備を進めていきます。

移動経路の基本的な考え方

鉄道駅及び大通りから500m以内の病院  
や公共施設等の主要施設までのルート

鉄道駅や大通りから500mの圏域を基本として移動経路の候補経路を設定



バリアフリー化を推進すべき経路

特定経路

法の道路構造基準に適合した整備を行う

特定経路以外の主要な経路

路肩部を活用した歩行空間の確保や、啓発標識、路面表示などで対応する

## 3. 歩行空間ネットワークの配置計画

